

国家公務員法等の一部を改正する法律案

【用例集】

令和元年八月

法務省

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集 目次

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】
官職等に括弧書きで除外事由が記載されている例
「もつて充てる。」の例

【検察庁法第二十条関係】
「次の各号のいずれかに該当する者」の例
「年に達した者」の例 1
「に任命することができない。」の例 1

【検察庁法第二十二条関係】
「年に達したときは、・・・年に達した日の翌日」の例 2
「・・・は、・・・されるものとする。」の例 2

【検察庁法第三十一条関係】
「・・・から・・・まで及び・・・から・・・まで並びに・・・及び・・・の規定」の例 2

【附則関係（検察庁法関係）】
本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例 2
「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を第〇条とし、第〇条を削る。」の例 2

【検察庁法附則第三条関係】
「・・・については、・・・中「・・・」とあるのは、「・・・」とする。」の例 3

【検察庁法附則第四条関係】
「大臣は、・・・において、・・・に対し、・・・ものとする。」の例 3

【検察官の任用の例】
「大臣が定める・・・に従つて」の例 3

【検察官の任用の例】
「年齢が・・・に達した」の例 3

【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条関係】
4

- 「当該額に、・・・未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、・・・以上・・・円未満の端数を生じたときはこれを・・・円に切り上げるものとする。」の例 4 4
 - 「第三条第一項に規定する準則」の例 4
 - 「その者の受ける俸給月額」の例 5
 - 「との差額に相当する額」の例 5
 - 「前項の・・・で定める者」の例 5
 - 「同・・・」の例 6
- 【検察官の俸給等に関する法律附則第六条関係】 6
- 「・・・の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。」の例 6
 - 【国家公務員法等の一部を改正する法律附則第B条関係】 6
 - 「施行期日を定める附則の条を改正する例 6
 - 「条、次条及び附則第〇条の規定は、」の例 7 6 6 6 6 6 6 5 5 4 4

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集

【検察庁法第二十条関係】

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】

●官職等に括弧書きで除外事由が記載されている例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

附 則

第四十一条（略）

2・3

（略）

4 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

●「もつて充てる。」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

第八十一条の五（略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

1・2（略）

●「年に達した者」の例

第三十八条（略）

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3（7）（略）

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

●「に任命することができない。」の例

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者除外の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一・二 (略)

【検察庁法第二十一条関係】

「年に達したときは、……年に達した日の翌日」の例

附 則
(施行期日)
第一条 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 (4) (略)

「……は、……されるものとする。」の例

【附則関係（検察庁法関係）】

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 (5) (略)

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十

本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十

八号）
○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）

第十一条 (略)

2 (略)

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 (略)

(予防接種法の一部改正)
第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を

次のように改正する。

(中略)

【検察庁法第三十一条関係】

「……から……まで及び……から……まで並びに……及び……の規定」の例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

【検察庁法第三十二条関係】

「年に達したときは、……年に達した日の翌日」の例

附 則
(施行期日)
第一条 (略)

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 (5) (略)

【附則関係（検察庁法関係）】

本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例

○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）

第十一条 (略)

2 (略)

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 (略)

(予防接種法の一部改正)
第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を

次のように改正する。

(中略)

第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

附則に次の一条を加える。

(以下略)

●「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を第〇条とし、第〇条を削る。」の例

○民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

●「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を削る。」の例

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)

●「大臣は、…において、…に対し、…ものとする。」の例

(締約国に対する証書の交付)

【検察庁法附則第三条関係】

●「…については、…中「…」とあるのは、「…」とする。」の例

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四号)

附則

(平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

【検察庁法附則第四条関係】

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)

第八条 国土交通大臣は、締約国政府から当該締約国の船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。第二十七条第一項において同じ。)について有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認に相当する確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付するものとする。

●「大臣が定める…に従つて」の例

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）

第四十条（略）

2～4（略）

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6～8（略）

●検察官の任用の例

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

第二十条（略）

2 前項に定めるもののほか、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失ることのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条関係】

●「年齢が。。。に達した」の例

○検察庁法

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

●「当該額に、。。。未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、。。。以上。。。円未満の端数を生じたときはこれを。。。円に切り上げるものとする。」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第十九号）

（端数計算）

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

●「第三条第一項に規定する準則」の例

○国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）

（派遣職員の給与）

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、

地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

●「その者の受ける俸給月額」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五回）

附 則（昭和五十四年一二月一二日法律第五七号）

1 (6)

（略）

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けっていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じ

●「どの差額に相当する額」の例

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

附 則（平成一七年一一月七日法律第一一四号）

第一条（第三条）（略）

第四条（略）

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けっていた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたとき

て、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

は、これを切り捨てた額。以下この項において「基準額」という。」との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 (略)

第五条～第七条 (略)

「前項の…で定める者」の例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十一条 平成十九年四月一日前に死亡した者（前項の政令で定める者に限る。）の死亡について厚生年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあること」とす

○検察官の俸給等に関する法律附則第六条関係

「…の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。」の例

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

「同…」の例

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

【国家公務員法等の一部を改正する法律附則第B条関係】

施行期日を定める附則の条を改正する例

2 附則
市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給与の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）

号）は、これを廃止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、国庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給与は、第一条の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

【検察官の俸給等に関する法律附則第六条関係】

「…の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。」の例

附則

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第十五条」を「第十六条」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

● 「条、次条及び附則第〇条の規定は、」の例

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第一百八十三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十二条、次条及び附則第十二条の規定は、同年七月一日から施行する。